

平成 28 年 8 月 1 日

お客さま 各位

**【重要】 電子メールのやりとりにおける、なりすまし・内容改ざんを手口とした  
外国送金詐欺にご注意ください！**

法人のお客さまの電子メールのやりとりにおける、なりすまし・内容改ざんを手口とした外国送金詐欺  
事案が他の金融機関で発生しております。

不正送金等の被害を防ぐため、以下の点にご注意ください。

**【本邦法人と外国法人との商取引において本邦法人から送金する際の詐欺事例】**

外国法人からの電子メールによる送金指示にもとづき、本邦法人が外国送金を実施した。  
その後調査したところ、送金指示された電子メールの送信元アドレスが外国法人の正規  
メールアドレスと異なるものであり、外国法人になりすました偽のメールアドレスであったこと  
が判明した。

送金先口座番号が変更となった旨の連絡がある事例が多い。

外国法人の正規メールアドレスから送信された電子メールの指示どおりに本邦法人が外国送金を  
実施したが、後日、外国法人のパソコンがハッキングされたことに伴う、第三者による架空請求  
であることが判明した。

外国に所在する自社関係会社の CEO 等、上層幹部の名前をかたって本邦法人の会計担当者等に  
送信された電子メールによる送金指示に従い、本邦法人が外国送金を実施したが、その電子  
メールは CEO 等になりすました偽ものであることが判明した。

**【本邦法人が外国法人から送金を受領する際の詐欺事例】**

本邦法人が受領すべき資金が入金されないので調査したところ、本邦法人から外国法人に送信  
した電子メールの内容（本邦法人の受取口座内容）が書き換えられ、外国法人は第三者の口座へ  
送金をしており、当該資金はすでに引き出されていたことが判明した。

**【現時点で有効と考えられる対策事例】**

以下の事例のような、通常の請求・支払慣行と異なる対応を求められた場合は、外国法人に対して、  
送信前に電子メールとは異なる手段（電話や FAX 等）で事実を確認する。

- ・ 外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した
- ・ 外国法人の正規ではないメールアドレスから送金依頼を受信した
- ・ 至急扱いや極秘扱いの送金依頼メールを受信した

送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。

外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、暗号化されていないデータではなく、  
暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付すなど、より安全性が高いと考えられる方法  
で行う。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
株式会社宮崎銀行国際部 TEL 0985-32-8217